

平成五年(行ウ)第一四三号

原告 土屋 勝
被告 国ほか一名

平成五年一月八日

被告指定代理人

矢吹 雄太郎 

村田 英雄 

原 進 

戸田 信 

宮岡 正孝 

東京法務局

港



東京地方裁判所民事第三部 御中

準備書面(一)

第一 輸入通関手続の概要

一 貨物の輸入通関手続

関税法は、関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理を図るため貨物の輸入を税関長の許可に係らしめ(関税法六七条)、当該貨物に係る関税・内国消費税が納付されたこと、他法令において必要とされる輸入の許可・承認等を受けていること、他法令において必要とされる検査を完了し、条件を具備していること、原産地を偽った表示等がされていないこと等を税関長が事前に確認しなければ輸入を許可しないこととし(関税法七〇条ないし七二条)、そのため必要とされる通関手続について定めている。

一般的な輸入通関手続は、次のとおりである。

- 1 外国から我が国に到着した貨物は、まず保税地域（関税法二九条）に搬入され（関税法三〇条）、これを輸入しようとする者において、必要な事項を記載した輸入申告書（関税法六七条、同法施行令五九条）、仕入書（関税法六八条、同法施行令六〇条）、他法令により許可・承認等が必要とされている場合には当該許可書・承認書等（関税法七〇条一項）、他法令により検査・条件の具備が必要とされている場合には当該検査の完了・条件の具備を証明する書面（関税法七〇条二項）を提出して、税関に対し輸入申告を行う（関税法六七条、六七条の二）。そして、申告納税方式が適用される貨物（関税法六条の二第一項一号）を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならぬが、右申告は、右輸入申告書に税額その他必要な事項を記載することにより行われる（関税法七条一項、二項、同法施行令四条）。また、内国消費税が課せられる貨物の場合の内国消費税の納付に関する申告についても同様である（酒税法三〇条の三

東京法務局

第一項、消費税法四七条一項等）。

- 2 税関職員は、税関に提出された右各書類を審査した上、必要に応じ、当該貨物が申告されたとおりの品名、数量、課税標準等であるかどうか、他法令によつて許可・承認等を必要とする貨物でないかどうか（関税法七〇条一項）、他法令によつて検査・条件の具備を必要とする貨物でないかどうか（同条二項）、原産地を偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされていないかどうか（関税法七一条）、関税定率法二一条一項により輸入が禁止されている物品が含まれていないかどうかを確認するため税関検査を行う（関税法六七条、六九条）。
- 3 納税申告をした者は、原則として、納付すべき税額に相当する関税を当該貨物を輸入する日までに国に納付しなければならない（関税法九条一項）が、その納付手続は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて日本銀行又は関税の収納を行う税関職員に納付することとされている（関税法九条の四）。内国消費税の納付につい

てもほぼ同様である（国税通則法三四条一項、酒税法三〇条の五第一項、消費税法五〇条一項等）。

4 右手続を経て、当該貨物について輸入の許可の要件が充足されていると認められ、かつ、関税・内国消費税の納付が確認された場合は、税関長は当該輸入申告を許可し（関税法七〇条ないし七二条）、当該貨物を輸入しようとする者に対し輸入許可書を交付する。右許可書の交付を受けた者は、これを保税地域の管理者（倉庫業者）に提示し、当該貨物を引き取ることとなる。

なお、保税地域からの貨物の引取りに当たっては、輸入しようとする者は、原則として、その旨をあらかじめ税関に届け出なければならず、また、引き取るときは税関職員の立会いを受けなければならないこととされている（関税法三一条一項、二項）が、現在、ほとんどの保税地域は、関税法三一条一項括弧書き所定の税関長の指定を受け、いわゆる自主管理が行われているので、右届出及び立会いは、その必要がなく、現実には行われていない。

東京法務局

5 税関検査の結果、当該貨物について輸入許可の要件が充足されていないと認められた場合には、税関職員は輸入しようとする者に右の不備事項を事実上通知し、当該不備事項が是正されるまで税関検査を続行する。当該貨物を輸入しようとする者は、税関職員から事実上通知された不備事項を是正するか、又は、当該輸入申告を撤回して当該貨物の輸入を断念し、当該貨物を積みもどすか、廃棄する（関税法三四条）かを自主的に選択することとなる。

二 輸入禁制品の取扱い

税関検査の結果、輸入禁制品（関税率法二一条一項）が発見された場合の取扱いは、次のとおりである。

1 税関検査の結果、輸入禁制品が発見された場合、税関長は、関税率法二一条一項一号、二号及び四号に掲げる輸入禁制品については没収して廃棄し、又は、当該貨物を輸入しようとする者にその積みもどしを命じ（同条二項）、また、同条一項

三号に掲げる輸入禁制品（以下「三号物品」という。）についてはその旨を通知する（同条三項）。なお、右手続に先立って、税関職員は、輸入しようとする者が任意に当該貨物を積みもどすことを期待して、輸入しようとする者に輸入禁制品であることを事実上通知することがある。

輸入禁制品は関税率法二一条一項の規定により法律上当然に輸入を禁止されているものであるから、当該輸入禁制品につき、通関手続は以後進行しない。三号物品については、その後の処理は輸入しようとした者の自主的判断（具体的該当箇所の修正又は当該貨物の所有権の任意放棄又は積みもどし等）に任されることとなる。

関税率法二一条三項の税関長の通知に対し不服がある場合には、当該貨物を輸入しようとする者は、税関長に対する異議申立て（関税法八九条一項）、大蔵大臣に対する審査請求（行政不服審査法五条、関税法九一条、九二条）及び行政事件訴訟法による抗告訴訟（関税法九三条）の提起をすることができる。

2 税関検査は、検査の主たる目的が関税等の徴収にあり、そのために必要とされる

東京法務局

貨物検査であるから、貨物検査そのものの性格上、貨物の外観、性状等の物理的状態に着目した検査となるものであり、原則的には前記のような貨物自体の物理的状態に着目してその検査事項が判断されているのであって、輸入禁制品が含まれていないかどうかの確認も当該貨物の右のような即物的な観点だけから判断されている。したがって、わいせつ物品についても即物的な観点だけから判断されているので、文字のみによる表現物については、わいせつ物品でないかどうかの確認の対象とされしていない。

第二 税関規制が憲法二一条二項前段の「検閲」に該当するとの主張について

原告は、現行の税関規制は、輸入出版物について、税関当局に、表現内容について強制的に検査し、その国内における公表を禁止する権限を付与するものであり、公権力による表現の事前抑制を認めているという点で憲法二一条二項前段が公共の福祉による例外を認めず絶対的に禁止している「検閲」に該当すると主張するが、税関規制（関税法

六七条、七六条等により、輸入貨物について税関検査をし、その過程で当該貨物が関税定率法二一条一項三号の物品に該当すると認められた場合に、税関長が輸入しようとする者にその旨を通知すること。以下同じ。）は、次に述べるとおり、憲法二一条二項前段にいう検閲に該当するものではない。

一 憲法二一条二項前段が規定する検閲の概念については、輸入郵便物が関税定率法二一条一項三号所定の「風俗を害すべき……物品」に該当する旨の税関支署長（税関長から委任を受けた者）の通知等の取消を求める行政事件において、最高裁昭和五九年一月二日大法廷判決（昭和五七年（行ツ）第一五六号・民集三八卷一二期一三〇八ページ）が、憲法二一条二項前段が特に検閲の禁止について規定を設けた沿革として、諸外国において表現を事前に規制する検閲の制度により思想表現の自由が著しく制限されたという歴史的経験、及び、わが国における旧憲法下の出版法、新聞紙法による実質的検閲や映画法による典型的検閲等、思想の自由な発表、交流が妨げられるに至った経験に言及した上、「憲法二一条二項にいう「検閲」とは、行政権

東京法務局

が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである。」と判示するところである。

二 税関規制は、次に述べるとおり、右最高裁大法廷判決が判示した検閲の要件を具備せず、憲法二一条二項前段にいう検閲には該当しないものといふべきである。

1 通関手続は、関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理を図るため、貨物の輸出入の際に必要な規制等を行う手続である（関税法一条）。この手続は、必要な規制等の権限が最終的に税関という一つの行政機関に集約されているという意味において一元的であり、あらゆる種類の輸出入貨物がその対象となるという意味において包括的である。

したがって、我が国に輸入される貨物は、すべて通関手続を経なければならず、

その過程で必要な税関検査を受ける（関税法六七条、七六条）。この税関検査は、主として関税等の徴収を目的として、申告納税方式により関税を課する貨物にあつては、納税申告に係る課税標準、税額等が適正であるかどうかを確認するために、賦課課税方式により関税を課する貨物にあつては、関税賦課の基礎となるべき課税標準又は税率を決定するために、輸入貨物の外観、性状等の物理的状态、数量、価格等の検査を行うのであつて、貨物自体に思想内容等の表現を含み得るかどうかが、あるいは、その思想内容等の表現が好ましいかどうかといったことは全く無関係に行われるものである。したがつて、税関規制は、関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理を目的とする手続であつて、我が国にとって好ましくないと考えられる思想内容等の流入の抑制を目的とする制度ではない。

2 右に見たように、税関規制は関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理を目的とする手続であり、このことは書籍、図画、彫刻物等の思想内容等の表現を含み得る貨物に関しても異なるところはない。そして、注意すべきことは、

東京法務局

関税定率法二一条一項三号は貨物に含まれる思想内容等の表現を基準として輸入禁制品を定めているものではないということである。書籍、図画、彫刻物等の物品も、物品であるからには、その内容が思想内容等を表現するものかどうかということとは別に、危険な物、わいせつな物であるなど物品としての性状を有する。この両者の区別は、観念的なものではなく、実際に可能であり、現実の社会生活においても両者の区別は意識的、無意識的にされている。例えば、世界平和に関する思想を表現した彫刻物は、思想内容の表現物であるといえるが、他面、その材質、形状、手触り等物品自体の性状に着目するとき、その彫刻物をそれによつて表現しようとする思想内容から切り離された一個の物品としてとらえることが可能であり、その彫刻物が不安定な形状をしているため観覧者等に危険があるという場合、それに対して何らかの措置を採らざるを得ないが、それはその彫刻物を一個の物品としてとらえるところからされる措置である。この場合、その措置をもつて思想内容等の

表現に対する制約であるとして非難する者はいないであろう。同様に、例えば、わいせつ物たる書籍等についても、書籍等に含まれている思想内容等と、それとは切り離された一個の物品の性状としてのわいせつ性とを区別して考えることができるのであって、このことは、芸術性・思想性とわいせつ性とは、次元を異にする評価であるとする一連の最高裁判決（最高裁昭和三二年三月一三日大法廷判決・刑集一一卷三号九九七ページ、同昭和四四年一〇月一五日大法廷判決・判例時報五六九号三ページ）の説示と軌を一にするものである。

このように、貨物が思想内容等の表現を含む物品である場合に、当該思想内容等と物品自体の性状とを分けて把握することは十分可能であり、関税率法二一条一項三号もこのことを前提として、専ら輸入貨物の物品自体の性状の面に着目して「公安又は風俗を害すべき」物品を輸入禁制品と定めているのである。もつとも、輸入貨物に対する税関検査の過程において当該貨物が三号物品であると認められたため輸入しようとする者が当該貨物の輸入を断念し、その結果として当該貨物に含

東京法務局

まれていた思想内容等が輸入しようとした者等に伝達されないということはありません。しかし、税関規制は、右に述べたように思想内容等の伝達を規制しようとするものではなく、当該貨物の物品自体の性状の側面から輸入手続を規制しようとするものであって、仮にそのために当該貨物に含まれている思想内容等の伝達に関し何らかの制約が生ずる結果となったとしても、それはあくまでも右規制に伴うやむを得ない付随的な結果にすぎないのである。

3 関税率法二一条三項の税関長の通知（以下「該当通知」という。）は、当該貨物が三号物品に該当すると認める旨の税関長の判断の結果を輸入者に知らせ、当該貨物についての自主的な善処を期待してなされるものである一方、当該貨物を適法に輸入することができなくなるという法律上の効果を及ぼすものであるとされている。しかし、ここにいう法律上の効果とは、直接輸入を禁止する効果そのものではない。輸入禁止の効果は輸入禁制品の輸入を禁止した実体規定（関税率法二一条

一項)によつて当然生じているのである。このことは、当該通知の有無は関税法一〇九条の輸入禁制品輸入罪の成否に何ら関係ないことから理解できる。また、その貨物を適法に輸入することができなくなるとしても、当該貨物に含まれていた思想内容等は、一般に、国外において既に表現の機会を得て発表済みのものと認められるし、右のとおり、当該通知がなされたからといって、当該貨物の没収、廃棄とは異なり、当該貨物自体ないしそこに含まれている思想内容等そのものが滅失消去されるものではない。

加えて、該当通知に示された税関長の判断は、不可争的な最終的なものとされているわけではなく、前述のとおり、最終的には司法機関の判定に委ねられることが制度的に保障されているものである。

三 前掲最高裁昭和五九年一月二日大法院判決も、税関規制が検閲に該当するか否かにつき一(一)税関検査の結果、輸入申告にかかる書籍、図画その他の物品や輸入される郵便物中にある信書以外の物につき、それが三号物件に該当すると認めるのに

東京法務局

相当の理由があるとして税関長よりその旨の通知がされたときは、以後これを適法に輸入する途が閉ざされること前述のとおりであつて、その結果、当該表現物に表された思想内容等は、わが国内においては発表の機会を奪われることとなる。また、表現の自由の保障は、他面において、これを受ける者の側の知る自由の保障をも伴うものと解すべきところ(最高裁昭和四四年(し)第六八号同年一月二六日大法院決定・刑集二三卷一一号一四九〇頁、同昭和五二年(才)第九二七号同五八年六月二二日大法院判決・民集三七卷五号七九三頁参照)、税関長の右処分により、わが国内においては、当該表現物に表された思想内容等に接する機会を奪われ、右の知る自由が制限されることとなる。これらの点において、税関検査が表現の事前規制たる側面を有することを否定することはできない。しかし、これにより輸入が禁止される表現物は、一般に、国外においては既に発表済みのものであつて、その輸入を禁止したからといって、それは、当該表現物につき、事前に発表そのものを一切禁止するというもので

はない。また、当該表現物は、輸入が禁止されるだけであつて、税関により没収、廃棄されるわけではないから、発表の機会が全面的に奪われてしまうというわけのものでもない。その意味において、税関検査は、事前規制そのものということとはできない。

(二) 税関検査は、税関徴収手続の一環として、これに付随して行われるもので、思想内容等の表現物に限らず、広く輸入される貨物及び輸入される郵便物中の信書以外の物の全般を対象とし、三号物件についても、右のような付随的手続の中で容易に判定し得る限りにおいて審査しようとするものにすぎず、思想内容等それ自体を網羅的に審査し規制することを目的とするものではない。

(三) 税関検査は行政権によつて行われるとはいへ、その主体となる税関は、税関の確定及び徴収を本来の職務内容とする機関であつて、特に思想内容等を対象としてこれを規制することを独自の使命とするものではなく、また、前述のように、思想内容等の表現物につき税関長の通知がされたときは司法審査の機会が与えられているのであつて、行政権の判断が最終的なものとされるわけではない。以上の諸点を総合して考察すると、三号物件に関する税

東京法務局

関検査は、憲法二一条二項にいう「検閲」に当たらないものというべきである。なお、憲法上検閲を禁止する旨の規定が置かれている国を含め、諸外国において、一定の表現物に関する税関検査が行われていることも、右の結論と照応するものというべきである。」と判示するものであつて、右判断は正当なものとして是認されるべきである。

第三 関税定率法二一条一項三号の規定にいう「公安又は風俗を害すべき」との文言は不明確であり、右規定は、表現の自由を保障する憲法二一条一項に違反し、文面上無効であるとの主張について

原告は、関税定率法二一条一項三号の「風俗を害すべき」との文言については、これを「猥褻な書籍、図画等」と解するとしても（前掲最高裁昭和五九年一月二日大法廷判決引用）、その「猥褻」が何を意味するのかも不明確であるから、右規定は、不明確の故に、憲法二一条一項に反し、文面上無効と解すべきであるから、右規定を根拠として行われた本件通知も当然に違憲・違法であると主張する。しかし、そもそ

も関稅定率法二一條一項三號が制限している輸入行為は憲法二一條一項が保障の対象とする「表現」に該当することはないし、また、関稅定率法二一條一項三號の「風俗を害すべき」との文言は不明確であるとはいえないから、右規定が憲法二一條一項に違反することはない。

一 憲法二一條一項が保障の対象としている「表現」は思想内容等を公表する行為であるが、関稅定率法二一條一項三號が制限している行為は貨物の輸入であつて、輸入行為とは外国から我が國に到着した貨物を引き取ることである（関稅法二條一項一號）から、そこに思想内容等を公表する行為が含まれることはあり得ない。すなわち、貨物の輸入について、仮に、当該貨物が外国における何人かの思想内容等を表現したものを含んでいても、あるいは、外国にある表現を攝取する目的を有していても、輸入行為自体が、憲法二一條一項が保障する「表現」に該当しないことは明らかである。

二一 一般に法規は、規定の文言の表現力に限界があるばかりでなく、その性質上多

東京法務局

かれ少なかれ抽象性を有するものである。これは、輸入禁制品を定める場合においても例外ではなく、輸入禁制品であるかどうかをその根拠法規から識別するには合理的な判断が必要である。そして、輸入禁制品を定める根拠法規が不明確ゆえに税関規制が憲法二一條一項に違反すると認めべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的に当該貨物がその規定の適用を受けるものであるかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかにより、これを決すべきものである（最高裁昭和五〇年九月一〇日大法廷判決・刑集二九卷八号四八九ページ・前掲最高裁昭和五九年一月二日大法廷判決）。

2 右を前提として、関稅定率法二一條一項三號の解釈につき、前掲最高裁昭和五九年一月二日大法廷判決は、一（一）同法二一條一項三號は、輸入を禁止すべき物品として、「風俗を害すべき書籍、凶画」等と規定する。この規定のうち、

「風俗」という用語そのものの意味内容は、性的風俗、社会的風俗、宗教的風俗

等多義にわたり、その文言自体から直ちに一義的に明らかであるといえないことは所論のとおりであるが、およそ法的規制の対象として「風俗を害すべき書籍、図画」等というときは、性的風俗を害すべきもの、すなわち猥褻な書籍、図画等を意味するものと解することができるのであって、この間の消息は、旧刑法（明治一三年太政官布告第三六号）が「風俗ヲ害スル罪」の章の中に書籍、図画等の表現物に関する罪として猥褻物公然陳列と同販売の罪のみを規定し、また、現行刑法上、表現物で風俗を害すべきものとして規制の対象とされるのは一七五条の猥褻文書、図画等のみであることによつても窺うことができるのである。したがつて、関稅定率法二一条一項三号にいう「風俗を害すべき書籍、図画」等との規定を合理的に解釈すれば、右にいう「風俗」とは専ら性的風俗を意味し、右規定により輸入禁止の対象とされるのは猥褻な書籍、図画等に限られるものということができ、このような限定的な解釈が可能である以上、右規定は、何ら明確性に欠けるものではなく、憲法二一条一項の規定に反しない合憲的なものというべき

東京法務局

である。……(四)これを本件についてみるのに、猥褻表現物の輸入を禁止することによる表現の自由の制限が憲法二一条一項の規定に違反するものではないことは、前述したとおりであつて、関稅定率法二一条一項三号の「風俗を害すべき書籍、図画」等を猥褻な書籍、図画等のみを指すものと限定的に解釈することによつて、合憲的に規制し得るもののみがその対象となることが明らかにされたものといふことができる。また、右規定において「風俗を害すべき書籍、図画」とある文言が専ら猥褻な書籍、図画を意味することは、現在の社会事情の下において、わが国内における社会通念に合致するものといつて妨げない。そして、猥褻性の概念は刑法一七五条の規定の解釈に関する判例の蓄積により明確化されており、規制の対象となるものとそうでないものとの区別の基準につき、明確性の要請に欠けるところはなく、前記三号の規定を右のように限定的に解釈すれば、憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ、表現の自由を不当に

制限する結果を招来するおそれのないものといふことができる。」と判示しているものであつて、右判断は正当なものとしては是認されるべきであり、そうすると「風俗を害すべき」といふ文言は、わいせつ物品であるかどうかを判断する場合でも、通常の判断能力を有する一般人の理解において、輸入禁制品該当の当否を判定する基準として、不明確であるといふことは到底できず、原告の主張は失当である。

第四 関稅定率法二一條一項三号が、単なる所持目的である場合を含めて一律に「風俗を害すべき書籍」等の輸入を禁止しているのは、憲法二一條一項に違反し、文面上無効であるとの主張について

原告は、憲法二一條一項は、国民がいかなる情報を受領するかにつき、国家権力による介入を受けないことをも保障していると解すべきであるから、個人が自分で見たり読んだりするために書籍等を所持することが規制されてはならず、刑法一七五條が販売目的によらない単なる所持は処罰していないのはその趣旨であり、書籍等の輸入

東京法務局

についても、単なる所持目的による輸入が禁止されてはならないと言ふべきであつて、関稅定率法二一條一項三号が、単なる所持目的である場合を含めて一律に「風俗を害すべき書籍」等の輸入を禁止しているのは、憲法二一條一項に反する過度に広汎な規制であり、文面上無効と解すべきであり、右規定を根拠として行われた本件通知も当然に、違憲・違法であると主張する。

しかし、以下のとおり、原告の主張は失当である。

一 まず、わいせつ物品についての税関規制がその制度的必然性及び合理性、社会的必然性に照らし、憲法のいう公共の福祉の要請に合致するものであることを明らかにする。

1 関稅法が、輸入禁制品の輸入の阻止を、通関手続と輸入禁制品輸入罪に係る犯罪手続及び刑事手続の両面から図っているのは、制度として必然性及び合理性を有するものである。実体規定（関稅定率法二一條一項）において、ある物品を輸

入禁制品と定めた以上、その輸入の阻止を担保するための何らかの法律上の手段が設けられなければならないが、罰則等を設けず通関手続における規制のみによつてその目的を達しようとするれば、輸入を阻止する担保力自体が必ずしも十分なものではないと考えられるし、また、通関手続を経ない密輸入についてはこれを阻止することが全く期待できないこととなる。反対に、罰則等のみによつて輸入の阻止を図り、通関手続においては輸入禁制品に対する何らの規制も行わないとする場合は、通関手続において輸入許可を与えられた物品の輸入に対して事後的に輸入禁制品輸入罪の罰則等が科されるという不合理な事態を生じさせることになる。

このような点にかんがみれば、三号物品を輸入しようとする者に対し、当該物品が輸入禁制品であることを通知し、これを輸入した場合における不利益を了知させるとともに、以後通関手続を進行させないこととする税関規制が、輸入禁制品を定める実体規定の存在を前提とする通関手続として、必然性及び合理性を有

東京法務局

するものであることは明らかである。

2 通関手続においては何らの規制も行わず、輸入禁制品輸入罪や刑法の罰則のみによつてわいせつ物品の輸入の阻止を図ることとしたならば、その実効性が乏しくなることは明らかである。このことは、三号物品について年間七千件を超える該当通知がされており、数量的な面からしてそのすべてに刑事手続を開始することは實際上不可能であるということからいえるのであるが、そもそも刑事手続によつてはわいせつ物品の輸入阻止の目的は十分に達成され得ないのである。すなわち、外国において製作されたわいせつ物品については、それが外国にある限り、我が国の刑事手続が及ばないことから押収・没収の対象とはなし得ず、我が国への流入の禍根を絶つことはできないし、わいせつ物品の輸入が行われた後において、その輸入を捜査機関が確知し、刑事手続を開始する場合には、既に実害が生じていることが多く、しかも輸入者を究明することも通常困難であろうこ

とは想像に難くないからである。更に、現時輸入されようとしているわいせつ物品の多くが外国のいわゆるポルノ雑誌等であることを考えると、もし現行の税関規制を行い得ないとするならば、わいせつ物の頒布等を禁止した刑法一七五条の規定は実効性を著しく減殺されるであろう。例えば、我が国民がわいせつ書籍の版元を外国に置き、国内からの注文に応じて当該物品を注文者の手元にいわゆるダイレクトメールの形で送るといった行為は刑法一七五条にいうわいせつ文書の頒布販売に該当する（このような行為は刑法一条の国内犯に当たると解される。）が、このような態様の行為について刑法一七五条による処罰を現実に行い得る事例は、証拠の収集保全等の観点から極めて限定されたものとなるであろうからである。一方、通関手続は規制権限が最終的に税関という一つの行政機関に集約されているという意味において一元的であり、あらゆる種類の輸入貨物がその対象となるという意味において包括的であつて、外国にあるわいせつ物品が我が国に輸入される場合は、純然たる密輸入を除けばすべて税関を経由するのであるから、

東京法務局

税関においてわいせつ物品を発見し、その国内への流入を阻止することは、わいせつ物品の輸入阻止の面で実効性があり、我が国における善良の風俗の維持という目的を達成するために極めて有効な手段であるといわなければならない。したがつて、実効性の点においても、税関規制は制度として合理性を有するものであることは明らかである。

3 わいせつ物品について、その国内における流布を阻止することが性的秩序を守り健全な性的風俗を維持するために必要であることは多言を要さず、税関規制は社会的必要性に基づくものであることは明らかである。

4 その上、該当通知に不服がある場合には、当該貨物を輸入しようとする者は該当通知に対し行政不服審査法による審査請求及び行政事件訴訟法による抗告訴訟を提起することができるのであり、最終的には司法機関の判定に委ねられることを保障されていることになるのであるから、輸入しようとする者に対する司法的

救済にも欠けるところはないといふことができる。

5 以上のとおり、現行の税関規制は、我が国における健全な性的風俗の維持を図るために必要かつ合理的な制度であり、前掲最高裁昭和五九年一月二日大法廷判決も、「思うに、表現の自由は、憲法の保証する基本的人権の中でも特に重要視されるべきものであるが、さりとて絶対無制限なものではなく、公共の福祉による制限の下にあることは、いうまでもない。また、性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持することは公共の福祉の内容をなすものであって、猥褻文書の頒布等は公共の福祉に反するものであり、これを処罰の対象とすることが表現の自由に関する憲法二一条一項の規定に違反するものでないことも、明らかである（最高裁昭和二八年（あ）第一七一三号同三二年三月一三日大法廷判決・刑集一卷三号九九七頁、同昭和三九年（あ）第三〇五号同四四年一月一五日大法廷判決・刑集二三卷一〇号一二三九頁参照）。そして、わが国内における健全な性的風俗を維持確保する見地からするときは、猥褻表現物のみだりに国外から流入

東京法務局

することを阻止することは、公共の福祉に合致するものであり、猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ為ノ国際条約（昭和十一年条約第三号）一条の規定が締約国に頒布等を目的とする猥褻な物品の輸行為等を処罰することを義務づけていることを併せ考えると、表現の自由に関する憲法の保障も、その限りにおいて制約を受けるものというほかなく、前述のような税関検査による猥褻表現物の輸入規制は、憲法二一条一項の規定に反するものではないといふべきである。」と判示するところである。

二 税関検査における一律規制の合理性、必要性

関税率法二一条一項三号の規定は、「風俗を害すべき……物品」（わいせつ表現物）につき、その輸入する目的を問うことなく、一律に輸入禁制品に指定してその輸入を禁止している。それは、以下に述べるとおり、一律に輸入を禁止する税関行政上の合理性と必要性に基づくものである。

1 外国からの大量流入とその迅速な流布・拡散性

わいせつ表現物の規制に関する法制は、各国において異なっているが、最近の実情としては、一般的には、わいせつ表現物を国外（主として欧米諸国）において入手することは比較的容易であることがうかがわれる。特に、近時、年間一〇〇万人以上（平成四年において約一一八〇万人）の国民が海外旅行をし、四〇〇万人近い（平成四年において約三九三万人）外国人が我が国に入国する実情にあるから、個人的に鑑賞のための単なる所持を目的とする輸入を禁止することができないとすれば、海外からの旅行者・入国者の手により、あるいは、一般貨物又は郵便物によつて、わいせつ表現物が常時大量に国内に流入することとなるのは必至である。

さらに、いったん国内に流入したわいせつ表現物が、その所持目的を変えて頒布・販売の過程に置かれることも十分予想される上、最近における表現及びその受容の手段、あるいは表現物複製の技術の著しい進歩やそのための機器の普及に

東京法務局

伴い、この種のわいせつ表現物がいったん国内に流入するときは、当該わいせつ表現物ばかりでなく、廉価で精巧な複製物が、たやすく流布、拡散しあるいは公然たる展観に至る蓋然性は極めて高い。

また、個人的に鑑賞するための単なる所持を目的として輸入されたわいせつ表現物が、その後頒布、販売等の違法行為に使用された後、かかる違法行為を捕捉することは困難であることも考えられ、輸入の時点で規制することは、外国のわいせつ表現物が国内へ流入するのを、通関線つまり水際で阻止する税関行政上の合理性、必要性に基づくものである。

2 税関検査において輸入目的を判定することの困難性

税関検査は、既に述べたとおり、関税徴収を主たる目的とする貨物検査の性格上、元来貨物の外観、性状等の物理的状态に着目して即物的な検査を行うものであるが、個人的鑑賞のための単なる所持を目的とするものであるか否かについて

は、外観、性状、数量等によって判断することは困難であって、本人の申告を基
本とせざるを得ず、そうであれば、輸入物品が輸入後一般人に頒布等されるかど
うか等は輸入者の内面的な意思、輸入者の性向にかかわることであり、税関にお
いてはこれらの事項について探知するための権限も機能も与えられていないので
ある。

また、大量の貨物検査（関税定率法二一条一項三号掲記のわいせつ表現物該当
通知の年間件数は、全国で、平成三年七四七七件、平成四年七二八六件）を迅速
に実施しなければならぬ実情にあることから、検査の場において、個人的鑑賞
のための単なる所持を目的とする輸入であるか否かを即時に判断することは極め
て困難であり、かかる判断を求めることは不可能を強いるに等しいものである。

個人的鑑賞のための単なる所持を目的とする場合は、輸入が許可されるという
のであれば、頒布、販売等の目的であるのに単純所持目的である旨偽って輸入す
る事犯が誘発されるおそれも少なくないであろう。

東京法務局

3 輸入規制による不利益

個人鑑賞のための単なる所持を目的とする輸入手続が規制されれば、その分だ
けわいせつ表現物を個人的に鑑賞して楽しむ自由が制限される不利益を生ずるこ
ととなるのは事実であろう。

しかしながら国内においても、もともとかかるわいせつ表現物の頒布、販売は
禁止されているため、これを他から入手して楽しむ自由が保障されているわけで
はないから一律に輸入禁止にする合理性と必要性が認められる限り、前記のよう
な不利益は当然甘受すべき性質のものである。

要するに、わいせつ表現物が個人的に鑑賞する自由が保障されるとしても、そ
の目的でわいせつ表現物を入手することまでが憲法上保障されているわけではな
いから、前記のような輸入規制に伴う不利益は当然受認すべき事柄といふべきで
ある。

4 刑法一七五条は、わいせつ物の頒布、販売、公然陳列、販売目的所持を禁止するのみであり、単純所持を禁止していない。しかし、それは、決して国民一般がわいせつ物を単純所持することが好ましいことと評価しているためでないことはいうまでもなく、わいせつ物が社会一般に流布する原因となる行為態様のうち刑事罰により禁圧することが合理的、効果的であるものに限定して立法的選択をしたためである。原告は、輸入者が自ら所持する目的でわいせつ物品を輸入することが禁止されてはならないと主張するが、国民各自が自己所持の目的であれば自由に外国からわいせつ物品を輸入し得るとすることは、自己所持以外の目的による輸入行為も事実上阻止し得なくなり、取りも直さず、社会一般にわいせつ物品が流布することを容認することにほかならない。すなわち、関税率法二一条一項三号が「風俗を害すべき」物品としてわいせつ物品の輸入を一般的に禁止していることは、右に述べたわいせつ物品の流布阻止の目的を全うする上で必要不可欠の措置といわなければならない。

東京法務局

5 前掲最高裁昭和五九年一二月一二日大法院判決も、「わが国内において猥褻文書等に関する行為が処罰の対象となるのは、その頒布、販売及び販売の目的をもつてする所持等であつて（刑法一七五条）、単なる所持自体は処罰の対象とされていないから、最小限度の制約としては、単なる所持を目的とする輸入は、これを規制の対象から除外すべき筋合いであるけれども、いかなる目的で輸入されるかはたやすく識別され難いばかりでなく、流入した猥褻表現物を頒布、販売の過程に置くことが容易であることは見易い道理であるから、猥褻表現物の流入、伝播によりわが国内における健全な性的風俗が害されることを実効的に防止するには、単なる所持目的かどうかを区別することなく、その流入を一般的に、いわば水際で阻止することもやむを得ないものといわなければならない。」と判示するところである。

三 わいせつ物品と「知る自由」について

1 いわゆる「知る自由」とは、他人の言論、出版その他の表現物に表された思想内容等を撰取する自由のことであると解せられる。そして、憲法二一条一項の表現の自由の保障は、他面において、これを受ける者の側の「知る自由」の保障をも伴うものと解すべきものと考えられる（前掲最高裁昭和五九年一月二日大法院判決）。したがって、「知る自由」の対象となるものは、同条項が保障する表現の自由の対象となるものに限られ、ある種の表現が同条項の保障する表現の自由の対象とならない場合には、これに対する「知る自由」もまた憲法上保障されないといふべきである。

(一) 前述したとおり、憲法二一条一項の保障する表現の自由が憲法一二条、一三条によりその濫用が禁じられ、公共の福祉の制限の下に立つものであること、及び、性的秩序を守り、最小限度の性道徳、健全な性的風俗を維持することが公共の福祉の内容をなすものであること、刑法一七五条によりわいせつ物の頒布等を処罰することは、憲法二一条一項に違反するものでないこと、わいせつ

東京法務局

表現物がみだりに国外から流入することを阻止することは、公共の福祉に合致するものであり、表現の自由に関する憲法の保障もその限りにおいて制約を受けるものというほかなく、税関検査によるわいせつ表現物の輸入規制は憲法二一条一項の規定に反するものでないこと、わいせつ表現物の流入、伝播によりわが国内における健全な性的風俗が害されることを実効的に阻止するためには、単なる所持目的かどうかを区別することなく、その流入を一般的に、いわば水際で阻止することもやむを得ないものといわねばならないことは、前掲最高裁昭和五九年一月二日大法院判決の判示するところであり、わいせつ物は、憲法二一条一項の保障する表現の自由の対象外といふべきである。したがって、わいせつ物品は、いわゆる「知る自由」の対象となることもない。

(二) 仮に、わいせつ物品といえども当然には憲法二一条一項に基づくいわゆる「知る自由」の対象外であるとはいえないとしても、憲法二一条一項の保障す

る表現の自由は公共の福祉の制限の下に立つのであるから、憲法二一条一項の派生原理であるいわゆる「知る自由」も、公共の利益のための必要から一定の合理的な制限を受けることがあることはやむを得ないことといわなければならない。性的秩序を守り、健全な性的風俗を維持することは、公共の福祉の内容をなすものであり、関税率法二一条一項三号は、社会を性道徳的退廃から守るため、わいせつ物品が社会一般に流布する原因となる輸入行為を禁止したのであって、右の禁止によりわいせつ物品の流布を阻止し、社会一般の性道徳、性的秩序の維持を達成しようとするものである。

すなわち、関税率法二一条一項三号が「風俗を害すべき」物品の一つとしてわいせつ物品の輸入を一般的に禁止していることは、右に述べたわいせつ物品の流布阻止の目的を全うする上で必要不可欠の措置といわなければならない。したがって、関税率法二一条一項三号によりいわゆる「知る自由」が一定の制限を受けるとしても、それは公共の利益のため必要とされる合理的な制度

東京法務局

というべきものであって、憲法二一条一項に違反するものではないのである。

(三) 前記最高裁昭和五九年一月二日大法院判決も、「また、このようにして猥褻表現物である書籍、図画等の輸入が一切禁止されることとなる結果、わが国内における発表の機会が奪われるとともに、国民のこれに接する機会も失われ、知る自由が制限されることとなるのは否定し難いところであるが、かかる書籍、図画等については、前述のとおり、もともとその頒布、販売は国内において禁止されており、これについての発表の自由も知る自由も、他の一般の表現物の場合に比し、著しく制限されているのであって、このことを考慮すれば、右のような制限もやむを得ないものとして是認せざるを得ない。」と判示するところである。

第五 本件物件は関税率法二一条一項三号の「風俗を害すべき」物品に該当しないとの主張について

原告は、本件物件は社会通念に照らし判断すると、「徒らに性欲を興奮又は刺激せしめるもの」ではないし、「普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道德観念に反するもの」でもないから、わいせつ性を有しておらず、本件物件が「風俗を害すべき」物品に該当するとした税関長の処分は違憲・違法であると主張するが、本件物件は右物品に当たるから違憲・違法はない。

一 刑法一七四条、一七五条にいうわいせつとは、いたずらに性欲を興奮又は刺激せしめ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道德観念に反するものをいう（最高裁昭和二六年五月一〇日第一小法廷判決・刑集五卷六号一〇二六ページ、前掲最高裁昭和三二年三月一三日大法廷判決）。わいせつ性と芸術性・思想性とは、次元を異にする評価であり（前掲最高裁昭和三二年三月一三日大法廷判決、同昭和四四年一〇月一五日大法廷判決）、また、わいせつ性の存否は、純客観的に、つまり、仮に「作品」と呼べる性格の物品である場合であっても、作品自体からして判断されなければならないが、作者の主観的意図によって影響されるべきものではない

東京法務局

（前掲最高裁昭和三二年三月一三日大法廷判決）。右のわいせつ性の要件は、関稅定率法二一条一項三号にいう「風俗を害すべき」物品該当性の判断要素であるわいせつ性具備の要件としても妥当するものである（前掲最高裁昭和五九年一月二二日大法廷判決、同事件の原審である札幌高裁昭和五七年七月一九日判決・判例時報一〇五一号五七ページ、東京高裁昭和五六年一月二四日判決・訟務月報二八卷二号三八五ページ、東京地裁昭和六〇年六月二〇日判決・訟務月報三二卷三号五八九ページ）。そして、右要件の有無を判断する際の基準は一般社会において行われている良識すなわち社会通念であり、この社会通念は個々人の認識の平均値ではなく、これを超えた集団意識であつて、このような社会通念がいかなるものかの判断は、現制度の下においては裁判官に委ねられているのである（前掲最高裁昭和三二年三月一三日大法廷判決）。したがつて、右の社会通念がいかなるものであるかは、これまで集積された判例を検討することによって明らかにされるものである。そこ

で、本件物件の内容にかんがみ、露出した性器・陰毛を表現した写真が従来判例上いかなる評価を与えられているかについて検討すると、前掲東京高裁昭和五六年一二月二四日判決は、「前記裸体写真のうち、……に掲載されている写真には、いずれも露出した女性の陰部及び陰毛がかなり明瞭に写し出されていることが認められる。もっとも、前記検証の結果によれば、本件書籍は、一冊の写真集として、モデルと思われる外国人女性の全裸の様々な姿態を種々の角度から撮影した写真を集めて印刷登載したものであり、女性の陰部のみを殊更強調するような写真は存在せず、撮影の意図は、若い女性の裸体の美しさを表現することにあつたとみられないでもなく、これらの写真を一体のものとして観賞する限りにおいては、猥褻感が強いとはいえないものと認められる。しかし、前記の露出した陰部及び陰毛が明瞭に写し出されている写真は、徒らに性欲を刺激させ、普通人の性的羞恥心を害するものといふことができ、それが著しく猥褻とはいえないまでも、わが国における現下の性風俗の実情からすれば、なお猥褻性を有するといわざるを得ない。」

東京法務局

と判示し、前掲札幌高裁昭和五七年七月一九日判決は、「(四) 本件(一)物件の5の雑誌は、性交行為あるいは男女の露出した性器又は陰毛を明らかに表現した写真の表示を主体としたものである。」とか、「(五) 本件(一)物件の6の雑誌は女性のヌード写真集であるが、露出した性器又は陰毛を明らかに表現した写真が多数表示されている。」との事実を認めたと見え、右物件がいずれもわいせつ性を有し、関稅定率法二一条一項三号にいう「風俗を害すべき」物品に該当する旨判示し、さらに前掲東京地裁昭和六〇年六月二〇日判決は、「露出した女性の陰部及び陰毛が明瞭に写し出されている写真は、徒らに性欲を刺激させ、普通人の性的羞恥心を害し、我が国における現在の性風俗の実情からしても、善良な性的道義觀念に反するものといふべきであり、いずれもわいせつ性を有するものといわざるを得ない。」と判示しているのであつて、露出した性器・陰毛を表現した写真は、まぎれもなくわいせつ性があると判断されているのである。

そして、これらの判断は、いずれも控訴審・上告審の判決において、正当として是認されているのである（前掲東京高裁判決の上告審判決である最高裁昭和五九年一二月一二日大法廷判決（昭和五七年（行ツ）第四二号）、前掲札幌高裁判決の上告審判決である前掲最高裁昭和五九年一二月一二日大法廷判決、前掲東京地裁判決の控訴審、上告審判決である東京高裁昭和六二年七月六日判決、最高裁平成元年四月一三日第一小法廷判決）。

本件物件は、いずれも露出した男性の性器・女性の陰毛を露骨に表現した写真が多数掲載されており、これらの写真は社会通念に照らし、明らかにわいせつ性を有するといえるものであるところ、本件物件は一冊の書籍として編綴されて一体をなしているのであるから、書籍そのものが全体としてわいせつ性を有するものといわざるを得ないのである（同旨、前掲東京高裁昭和五六年一二月二四日判決、前掲札幌高裁昭和五七年七月一九日判決、前掲東京地裁昭和六〇年六月二〇日判決）。したがって、本件物件は、関稅定率法二一条一項三号に該当するわいせつ物品である。

東京法務局

なお、本件物件において、わいせつ性を有することが明らかな個所を具体的に例示すれば、一九、二二、四九、六六（左右二枚）、七五、九五、一〇五、一〇七、一一三、一五六（右）、一五八（左右二枚）及び一六一ページである。

二 原告は、本件物件は、その内容が同一の輸入書籍が国内の書店等において何ら修正を施すことなく販売されていることから、それがわいせつ性を有しないことは明らかであると主張する。

しかしながら、原告において、当該書籍が輸入されたものであるとの立証はなされていない。

仮に、原告主張のように本件物件と同様の書籍が輸入されたとしても、右書籍は本来税関において輸入禁制品として輸入を許可しない物品である。

税関検査は、一般貨物、携帯品及び郵便物のいずれもその対象となるものであるが、この税関検査は、関税額の適正な確定を図るため、また、関税法七〇条一項及

び二項（証明又は確認）に規定されている要件を充足しているか、輸入禁制品に該当するかどうか等を確認するため、税関が必要と認める輸入貨物について行われる。すなわち輸入貨物の性質、数量等を検査、鑑定して納税申告に係る課税標準、税額等が適正であるかどうかを確認し、又は関税賦課の基礎となるべき課税標準又は税率を決定するのであり、また、関税法及びその他の法令に規定する輸入についての要件を具備するかどうか、輸入禁制品に該当するかどうか等について検査が行われるのである。

この税関検査は、関税額の適正な確定を図り、国の関税収入を確保する意味で重要であるが、この現品検査をすべての輸入貨物に対して一律に行うことは、必ずしも必要ではなく、また、通関の迅速化の見地からも適当ではないので、輸入貨物の実情に即して書類審査等のみによる場合があり、また、検査を行う場合でも、見本検査、一部指定検査等の簡易な税関検査が行われる場合もある。

特に近時、輸入貨物が増加しており、平成四年においては、一般貨物の輸入許可

東京法務局

件数は約五七〇万件、日本人の海外旅行者は約一一八〇万人、外国人の入国者は約三九三万人、郵便物の検査呈示個数は約一億二百万個という大量な業務を処理しなければならぬ実情において、税関は、適正かつ迅速な通関を確保する観点から、必要と認められるものについて検査を行っているが、結果として、税関検査が行われず輸入許可を受け国内に引き取られる場合もある。

したがって、仮に原告ら主張の右書籍が輸入された物品であるならば、税関検査が行われず国内に引き取られたか、あるいは、税関に申告することなく、密かに国内に引き取られたとも考えられるが、いずれにせよ、税関において風俗を害すべき物品でないとして輸入許可することはあり得ないものであり、本件物件は男性の性器・女性の陰毛を露骨に表現している以上、右のような出版物が国内で販売されていることをもってわいせつ性を否定することはできない。

第六

以上のとおり、原告の主張はいずれも失当であつて理由がなく、本件請求は速やか

に棄却されるのが相当である。

東京法務局